

小規模企業共済制度 —経営者にも退職金を—

制度改正で
さらに
魅力アップ!

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

平成23年1月からは
個人事業主の「共同経営者」
も加入できるようになりました。
(個人事業主1人につき2人まで)

共同経営者の加入イメージ



1

国がつくった共済制度だから安心・確実です。

加入できる方

- ・従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の個人事業主及び会社役員。
- ・個人事業主に属する共同経営者。

掛金

1,000円～70,000円（500円単位で自由に選べます）

2

税制面で大きなメリットがあります

掛金は

全額所得控除

例

（掛金の全額所得控除による節税額）
課税される所得額が400万円で掛金月額30,000円の場合
■所得税・住民税合計で108,000円の節税になります。
※税額は、平成23年1月1日現在の税率に基づいています。

共済金は

退職所得扱い（一括受取り）
公的年金等の雑所得扱い（分割受取り）

3

共済金の受け取り方が選べます。

（「一括」、「分割」、「一括・分割の併用」）

共済金の額が500万円の場合

■10年分割 3ヶ月毎に131,500円 受取総額 5,260,000円

■15年分割 3ヶ月毎に 90,000円 受取総額 5,400,000円

※分割共済金の額については、源泉徴収前の金額を掲載しています。

共済金額が300万円未満の場合は分割による受取はできません。

松本商工会議所 中小企業振興部 事業グループ

松本中央 1-23-1 ☎32-5350

四賀支所 会田 100-1-1 ☎64-2147

奈川支所 奈川 2546-1 ☎79-2420

安曇支所 安曇 209-1 ☎94-2354

梓川支所 梓川梓 2354-2 ☎78-2205